

税の基礎知識

個人事業主のみなさま！

軽減税率制度への対応には準備が必要です！

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同じに、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の適用に際し、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

POINT

軽減税率制度は、全ての事業者の立場から見ます。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項を確認ください。



飲食料品の取扱い(販売)がある



飲食料品の取扱い(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

●小売業・飲食業

区分経理のために仕入れ税額の算出が必要で、システムを利用して仕入れ税額を算出している場合、システム改修の検討が必要です。

●卸売業・製造業

取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。システムを使用した要領注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の④⑤を全てご確認ください。

1 複数税率に対応したレジや受発注システムの検討が必要です。

① CHECK

レジや受発注システムは複数税率に対応していますか？
□ 対応している
□ レジや受発注システムは使用しない
□ 導入を検討している
□ まだ考えていない

2 現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の交付が必要となります。

② CHECK

「区分記載請求書」の記載事項を理解していますか？
□ よく理解している
□ 不明な点がある
□ 理解していない

3 現行の標準の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があります。

③ CHECK

帳簿の区分経理や記載事項について理解していますか？
□ よく理解している
□ 不明な点がある
□ 理解していない

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

レジを導入・改修する方への補助制度があります

④ POINT

- 今使っているレジが複数税率に対応しているか？レジメーカー等に確認する
- 2019年5月31日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月10日までに補助金を申請する

お問い合わせは下記の番号(※)まで

0120-398-111(通話料無料)

※毎日午前9時から午後5時(土日祝祭日を除く)受付。お電話受付は24時間です。

に不明な点があれば、青色申告会をご利用ください。

お問い合わせ

0465-24-2614

(税理士の方へは税理士へご相談ください。)



軽減税率セミナーを開催します！

7月～9月に各地で無料の税金セミナーを開催します。取引ごとの税率による区分経理や、「軽減税率の区分」を追加した請求書等(区分記載請求書等)の交付についても解説しますので、是非ご利用ください。※日程等の詳細は11面をご覧ください。

税のカレンダー

納期を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料(税)の納期

【第2期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・岡崎市 7月31日(水)

【第3期分】松田町 7月31日(水)

【第4期分】真鶴町 7月31日(水)

○介護保険料の納期

【7月分】小田原市 7月31日(水)

【第1期分】小田原市・大井町・松田町・山北町 7月31日(水)

【第2期分】南足柄市・岡崎市・箱根町・瀬戸原町 7月31日(水)

【第4期分】真鶴町 7月31日(水)

○後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期

【7月分】小田原市 7月31日(水)

【第1期分】南足柄市・小井町・大井町・松田町・山北町・岡崎市・箱根町・真鶴町・瀬戸原町 7月31日(水)

○固定資産税・都市計画税の納期

【第2期分】小田原市・南足柄市・小井町・大井町・松田町・箱根町・瀬戸原町 7月31日(水)

○固定資産税の納期

【第2期分】山北町・岡崎市・真鶴町 7月31日(水)

※源泉所得税(1月～6月徴収分)

6月からの納税の特例の適用をうける場合→納期7月10日(火)

※所得税の予定納税額の減額申請(第1期分)→納期7月10日(火)

※所得税の予定納税額の納付(第1期分)→納期7月31日(水)

公式ホームページ

イベント・セミナー等の最新情報は、本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

インターネット情報発信中

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

本会のLINEやTwitterをフォローしてください。

小田原市に在住の方への特典サービス

相模湾が一望できるシーサイドリゾート・プール！

営業期間：2019年7月6日(土)～9月18日(月・祝)

営業時間：7/8～7/12 9/8～9/16 9/30～10/10

7/13～9/18 9/20～10/10

中継大田原市税務課 546

TEL: 0463-61-7726 (9:00～17:00)

http://www.princehotels.jp/sao/aiso/

4月の特典

おとな：4,000円 優待料金：3,000円

中高生：2,800円 優待料金：2,000円

小学生：2,200円 優待料金：1,600円

幼児：1,000円 優待料金：800円

※本館に訪れる方へ「小田原市会館の会費」である

会費を返金いたします。

泉税務事務所のお知らせ

口座振替(自動払込み)による納税制度のご案内

個人事業主と自営事業主については、預貯金口座からの「口座振替(自動払込み)」により納税することが可能です。

納税のために出かける必要がなく、また、納税の記録が正確に残りますので便利です。ぜひご利用ください。

○取組開始時期

神奈川県内・本県又は支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び全国の郵便局など。

○申込方法

「口座振替依頼書(自動払込用紙申請書)」が県内金融機関や税務事務所等に届いていますので、必要事項を記入し、押印の上、預金口座のある取扱金融機関へ提出してください。

なお、お近くの税務事務所へ提出することもできます。

詳しくは神奈川県ホームページ「簡便納税」にて確認したり、各税務事務所までお問い合わせください。

○問合せ先 小田原泉税務事務所 管理第1課

TEL: 0465-32-8000

大磯ロングビーチ

7月は幼児料金無料！

個性豊かなプールで遊べる楽しさ！ 溢れる笑顔！

小田原泉税務事務所からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分)の納税をお忘れなく

所屬地及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税期元月7日(月)から令和元年7月31日(水)

予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年12月の所得金額や税額などを基に算出した金額(予定納税額)が1月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

納税の最終日の前日まで前年度申告書もご確認ください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

会費特典 施設案内

小田原泉税務事務所からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分)の納税をお忘れなく

所屬地及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税期元月7日(月)から令和元年7月31日(水)

予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年12月の所得金額や税額などを基に算出した金額(予定納税額)が1月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

納税の最終日の前日まで前年度申告書もご確認ください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

予定納税は、予定納税額(前年度の3分の1)の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日まで納税に納めなくてはなりません。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

最終納税期を過ぎるとはならない、納税の最終日までに金融機関又は税務事務所の窓口で納税してください。

第1期分の納税金額が3万円以下の場合には、送付されたバーコード納付書を使用し、コンビニエンスストアで納付することが可能です。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付時期

ご予約は
お早め

会員限定
無料相談

要予約

7/24-26/12

弁護士
法律相談

10時～12時

7月19日(水)